

8月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和元年8月22日（木） 午後2時00分～午後2時30分
- 2 場 所 西部地域センター 講座室3
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教育総務課長(太田英明)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長 代 理 (吉原 淳) スポーツ・文化課長(岡本 聡)
図 書 館 係 長(原田満由美) 教 育 総 務 係 長(木下靖義)
- 4 議 案 第 15 号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）要求について
第 16 号 湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱制定について
第 17 号 湖西市文化財保護審議会への諮問について

午後2時00分開会

(渡辺教育長) 出席は4名、定足数に達しているので、令和元年8月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

議案第15号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）要求について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第15号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和元年8月22日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

教育委員会の担当課別の要求額は、教育総務課は歳入28万8,000円、歳出118万6,000円、学校教育課は歳出97万6,000円、幼児教育課は歳入1,359万2,000円、歳出1,947万5,000円である。初めに歳出について説明する。3款2項3目保育所費の公立保育所総務費の補正額は、227万7,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を増額するとともに、幼児教育無償化に対応するため、システム改修に係る委託料や消耗品費等を増額するものである。10款1項2目事務局費の事務局関係経費の補正額は、89万8,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を増額するものである。また、豊田佐吉翁記念奨学金事業費の補正額は、28万8,000円で、令和元年度奨学生の決定に伴い、交付金を増額するものである。3目教育指導費の教育指導関係経費の補正額は、97万6,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものである。4項1目幼稚園費の鷺津幼稚園管理運営費の補正額504万9,000円、白須賀幼稚園管理運営費の補正額130万4,000円、新所幼稚園管理運営費の補正額78万6,000円、岡崎幼稚園管理運営費の補正額437万6,000円、知波田幼稚園管理運営費の補正額102万9,000円、新居幼稚園管理運営費の補正額357万円は、幼児教育無償化に伴う給食費の一部無償化により園の給食会計を一般会計に移行するため、給食外部搬入業務に係る委託料及び賄材料費等を増額するものである。また、幼稚園総務費の補正額は、108万4,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものである。以上、歳出の補正額は、2,163万7,000円の増額である。続いて、歳入について説明する。14款2項3目民生費国庫補助金の補正額は、136万6,000円で、幼児教育無償化に対応するための事務費に対する補助金を増額するものである。18款1項8目豊田佐吉翁記念奨学基金繰入金の補正額は、28万8,000円で、令和元年度奨学金の決定による交付金の増額に伴い、繰入金を増額するものである。20款6項2目雑入の補正額は、1,222万6,000円で、幼稚園の給食会計を一般会計に移行することによる各園の給食費の実費徴収金を増額するものである。以上、歳入の補正額は、1,388万円の増額である。以上、教育委員会関係の歳入及び歳出の増額について、ご審議をお願いするものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(佐原委員) 幼児教育課において、幼児教育無償化に伴う給食費の一部無償化についての予算要求がいくつかあるが、本来各家庭からもらう給食費がもらえなくなることでより予算要求されていると思うが、もう少し詳しく教えて欲しい。

(幼児教育課長) 10月から、年収が360万円未満の世帯及び第3子以降の者の副食代、いわゆるおかず代が無償となる。今までは給食費をもらって賄っていたが、無償化された分については財源が不足してしまう。不足する分は公費で賄うことになり、一般会計の歳入歳出にそれぞれ経費を計上した。

(佐原委員) 各園で歳入より歳出の金額の方が大きくなるのはどうしてか。

(教育次長) 今までは市の会計に関係なく、各園ごとに給食費を保護者からもらい、業者に給食の代金を支払うという方法だった。それが一部おかず代が無償化されることにより、業者への給食代を払えなくなることから、一般会計に保護者が納めてくれた給食費を入れて、それを委託料として給食業者に支出することになる。国の決まりの中で保護者からは材料費だけを納めてもらうことになっており、調理費、配達代、水道光熱費等は含まないため、その不足分は市で補填することになる。国の基準に沿って、委託料の87%を食材費として保護者からもらうことになる。

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第15号「令和元年度湖西市一般会計補正予算(第3号)要求について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第15号「令和元年度湖西市一般会計補正予算(第3号)要求について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第16号「湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱制定について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第16号「湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱制定について」、湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱を別紙のとおり制定したいので承認を求める。令和元年8月22日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この要綱は、湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱いについて、新たに制定するものである。静岡県教職員人事評価制度では、県費負担教職員の資質能力及び意欲の向上、学校組織の活性化、人事管理の基礎としての活用の3点を目的としている。県教育委員会では、人事評価の公正性・透明性の確保、制度そのものに対する信頼性の確保の観点から、評価結果及びそれに関する手続きについての相談及び意見に対し、適切に対応し効果的な解決を図るため「静岡県立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱」を定めている。市町立学校の教職員の意見の申出については、所管する市町教育委員会で対応するように県教育委員会から指示があり、このたび、制定する運びとなった。第1条では、この要綱について、「静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則」第10条の規定に基づき、人事評価制度に関する苦情、相談又は意見に関する取扱い、評価結果に疑問がある場合の対応について必要な事項を定めている。以下、第5条では相談意見等の方法、第6条では相談窓口における対応、第7条では意見申出書の提出、第8条では教職員人事評価意見審査会、第9条では再評価の実施について定めている。第10条におきましては、苦情相談を申し出たものが不利益な取扱いを被ることがないように示している。10ページから15ページまでは、相談記録票、意見申出書など様式を提示し

ている。以上、要綱の制定についてご審議をお願いするものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(河合委員) 現在、教職員の評価は校長がやっていると思うが、この相談者は校長以外の者が対象となるのか。

(学校教育課長) 校長も評価される側であり、校長については、第一次評価者が学校教育課長、第二次評価者が教育長となる。それ以外の者については、第一次評価者が校長、第二次評価者が学校教育課長となる。従って、大部分は事務職員や養護教諭も含めた教職員が対象である。

(河合委員) その対象者が相談する相手というのは、学校教育課長ということか。

(学校教育課長) そのとおりである。

(河合委員) 学校のことをよく理解している者が相談員ならば問題ない。

(渡辺教育長) 県の教職員は、今回の評価から給料に反映している。今までは試行ということで、評価されても給料には反映していなかった。そのようなことから、県から、こういう申し立てができる制度を整えるように通知があった。

(佐原委員) 制度については、県に倣って作成したということか。

(学校教育課長) そのとおりである。

(渡辺教育長) すべての市町が同じように進んでいると思われる。

(佐原委員) ここに相談すれば良いというものを作るということか。

(学校教育課長) 評価が給料に反映されることになったが、相談を第一次評価者である校長にはできないため、教育委員会に相談できる制度を策定した。

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第16号「湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱制定について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第16号「湖西市立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱い要綱制定について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第17号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 議案第17号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」、下記に掲げる文化財を湖西市指定有形文化財に指定したいので、湖西市文化財保護条例（昭和52年湖西市条例第33号）第4条第3項の規定により、湖西市文化財保護審議会に諮問する。令和元年8月22日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

諮問する文化財は、17ページの下段の表のとおり12点であり、すべて本興寺が所有するものである。有形文化財の中の種別は古文書で、1番、7番、11番、12番の「書状」「書簡」は手紙のこと、2番、3番、6番、8番の「判物」（はんもつ）は領地関係の証明書、4番、5番の「禁制」（きんぜい）は禁止事項を示した書面、9番の「朱印状」（しゅいんじょう）は決まりごとを書いた定書（さだめがき）、10番の「制札」（せいさつ）は禁止事項を寺社の門前に掲げた書面のことである。18ページ

以降の写真にあるように史料の状態はきわめて良好であり、21ページの7番以外はすべて掛け軸の状態に整えられている。年代としては、古いもので1501年（元亀元年）から最新のもので1589年（天正17年）と年代幅があるが、大きくは西暦1500年代・16世紀代の戦国時代の史料といえるものである。これら12点は、本興寺の歴史を知ることができるだけでなく、戦国大名と本興寺の関係や当時の本興寺周辺地域の領地や支配状況がわかり、三河と遠江の国境に位置して戦国時代に戦略上重要視されていた湖西地域の様子を知ることができるものであることから、市指定文化財の指定に向けて文化財保護審議会に諮問したいと考えている。

以上。

（渡辺教育長） 質疑のある方は発言をするように。すべて本物であると評価されているのか。

（スポーツ・文化課長） すべて本物であるという評価を受けている。

（佐原委員） 最近発見されたのではなく、今まで本興寺が所蔵していた史料なのか。

（スポーツ・文化課長） そのとおりであり、市史等にも掲載されている史料である。平成元年に本興寺古文書史料の中で1506年の古文書2点が市の指定文化財指定を受けているが、その時は指定にあたって、年代的に古い史料を選んだと思われる。今回、本興寺の戦国時代の古文書史料すべての市指定に向け、諮問することを提案した。

（渡辺教育長） 他に質疑がないようであれば、議案第17号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

（挙手全員）

（渡辺教育長） 挙手全員である。よって、議案第17号「湖西市文化財保護審議会への諮問について」は原案のとおり承認された。

（渡辺教育長） 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和元年8月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時30分終了